

原子力損害賠償法の見直しの進め方について

- 原子力損害賠償・廃炉等支援機構法（平成23年法律第94号）附則第6条に規定する原子力損害賠償制度の見直しに当たっては、エネルギー基本計画において、原子力の位置付け等を含めたエネルギー政策を勘案しつつ、現在進行中の福島賠償の実情等を踏まえて実施。
- 当面の喫緊の課題として、原子力損害の補完的な補償に関する条約（CSC※）の締結に向けて作業を進めることが必要。
 - ※CSC: Convention on Supplementary Compensation for Nuclear Damage
- CSCの締結後、その他の原子力損害賠償制度の見直しに係る課題については、有識者会議を開催し、専門家による検討が必要。

CSC締結に係る原子力損害賠償制度の見直し

- 原子力事業者のみが、過失の有無を問わず、無限の損害賠償責任を負うこと等の基本的な点は、CSCと我が国の現行の原子力損害賠償制度は整合的。
- 損害額が一定額を超える場合には、締約国が相互に拠出金を出して賠償に要する費用を充実させる。
 - 日本の拠出金の拠出と配分の仕組みに関する新たな措置について検討中。
- 原子力損害賠償法等のその他の所要の規定の整備の要否について検討中。